

日病薬発第23-307号

平成24年2月17日

各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 堀 内 龍 也

専門薬剤師・認定薬剤師の更新審査に係る取扱いについて（Q & A）

平素より、薬剤師業務向上のためにご奮闘されていることに敬意を表します。

さて、当会が実施する専門薬剤師・認定薬剤師の全部門に共通する更新審査に係る取扱いについて、Q & Aを策定しました。これから更新申請を予定されている方は参考にして下さい。

なお、本Q & Aの施行日は、平成24年4月1日からといたします。

Q 1 更新の保留には、どのようなものが認められるでしょうか。

A 1 海外留学、出産・育児・病気・介護等による休職・退職等の理由により勤務が中断した場合に限り、最長2年間（行政機関等への人事異動の場合は、次問参照。）更新を保留することが認められます。ただし、保留期間中は、専門薬剤師・認定薬剤師を呼称することはできません。

保留をする場合は、更新申請する際に、中断期間、中断した理由、勤務が中断したことにより満たすことができなかった項目、所属長による証明などを記載した説明文書（書式自由）を添付してください。認定審査委員会で、保留の可否について個別に審査いたします。

Q 2 認定薬剤師（専門薬剤師）を取得後、保健所への異動があり専門的業務に従事できなかった期間が3年間あります。現在は県立病院において専門的業務に従事していますが、更新時の取り扱いはどのようになるでしょうか。

A 2 行政機関等への人事異動により中断した期間を除いて、専門業務に従事した期間が5年間を満たす場合に、認定審査委員会で個別に審査いたします。ただし、更新の保留期間は最長5年間です。また保留期間中は、専門薬剤師・認定薬剤師を呼称することはできません。

更新申請する際に、中断期間、中断した理由、行政機関等への人事異動により満たすことができなかった項目などを記載した説明文書（書式自由）と辞令文書等を添付してください。ただし、資質の担保を継続的に行うために、更新に必要な条件のうち「（1）認定期間中継続して、日本病院薬剤師会あるいは日本薬剤師会の会員であること。」「（2）認定期間中継続して、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、日本医療薬学会認定薬剤師、日本臨床薬理学会認定薬剤師、あるいは薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師であること。」については、いずれも満たしている必要があります。

例：認定薬剤師を取得後、行政機関への異動による勤務中断が3年間ある場合には、認定薬剤師を取得してから8年間経過後より更新申請が可能ということです。